

このことについて、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条に基づき、平成25年6月8日から平成25年6月28日までの間、清瀬市地域防災計画（素案）に対する意見募集を行った結果、3人の方から9件の意見が提出されました。

そこで、これらの意見を適宜要約し、項目ごとに整理したうえで、意見に対する地域防災計画の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

意見等の概要	意見件数	回答
○災害に備え、普段から飼い主に餌や衛生用品などを備蓄するよう市報などで呼びかける。	2	○自助の一つとして、飼い主による災害への備え（ペットフードやゲージ）は、大変重要であり各ご家庭にて備蓄をお願いします。市報などへの掲載については、今後の検討事項とさせていただきます。
○獣医、ホームセンター、スーパーなどに少しずつの備蓄をお願いして、混乱が少し収まったら避難所などで販売してもらうよう依頼しておく。	1	○ご意見について、関係機関も含めて今後の対応について検討事項とさせていただきます。
○防災訓練時に、動物との同行避難訓練を実施。	1	○今後の検討事項として参考とさせていただきます。
○避難所で動物を安全に保護・飼養できるように、また、動物が嫌いな方たちやアレルギーの方たちとの分離避難ができるように、猫用ケージやトイレ、犬用サークルの備蓄保管（市での購入が不可能なら、不要になったケージ等の寄付を市民から募る）	2	○ご意見について、関係機関も含めて今後の対応について検討事項とさせていただきますが、原則として動物と人との居住区は分けたいと考えます。
○東京都や獣医師会との協定は、どのような形で行われているのかを明示していただきたいと思えます。獣医師会への所属、非所属に関わらず、清瀬市内で災害が発生したとき、動物の救護・保護等を各動物病院にもしていただけるように、事前に個別に協定を結ぶ必要があると思われま。	1	○現在、清瀬市内には獣医師会はないことから、対応の充実について今後検討に努めてまいります。

<p>○現在清瀬市内には、個人が免許を受けたアマ局177局、クラブとして免許を受けたアマ局1局(清瀬アマチュア無線クラブ)があり、災害時の情報収集・伝達活動に大きな戦力になると思われます。また、MCA無線機では対応困難と思われる長野県立科町等の遠距離通信もアマ局では対応可能なことから、非常無線通信の必要が生じた場合に、アマチュア無線局も活用できるよう計画に明記するとともに、アマチュア無線クラブとの協定の締結等も検討願う。</p>	<p>1</p>	<p>○災害時の多様な情報収集手段として、アマチュア無線局の組織力は大きいものと思慮します。ご意見については、関係機関も含めて今後の対応について検討事項とさせていただきます。</p>
<p>○第301頁第3節事業所のとるべき措置[事業所]関連下段の表の最上行の項目名の修正を要します。 [現]自主防災組織のとるべき措置⇒[修正]事業所のとるべき措置</p>	<p>1</p>	<p>○ご意見のとおり、修正させていただきます。</p>

問合せ先

清瀬市総務部防災防犯課 電話：492-5111（内線282）